令和4年度 集団指導資料

マスク着用の考え方の見直し等(令和5年3月13日以降の取扱い)について

瑞浪市高齢福祉課

## 1. 見直しの概要

新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを 改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政 府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合には マスクの着用を推奨しています。

高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、 勤務中 (※) のマスク着用 を推奨することとされています。引き続き、マスクの着用をはじめ、感染対策の適切な実施にご尽力いただきますようお願いしま す。

※ 勤務中であっても、従業員にマスクの装着が必要ないと考えられる具体的な場面については、各高齢者施設等の管理者等が適 宜判断いただきたい。例えば、 周囲に人がいない場面や、利用者と接しない場面であって会話を行わない場面 等においてはマス クの着用を求めない、といった判断が想定される

## 2. 基本的感染対策

マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人 と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の実施についてお願いします。